

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案要綱

平成 30 年 3 月 31 日にその期限が到来する特定保険業者であった少額短期保険業者等が引受け可能な保険金額に関する特例措置について、保険契約者等への影響に鑑み、当該特例措置の期限を延長することとする。

一 少額短期保険業者に関する特例措置の延長

平成 30 年 3 月 31 日までとされている少額短期保険業者が引受け可能な保険金額に関する特例措置について、その期限を平成 35 年 3 月 31 日まで延長することとする。

(保険業法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 38 号）附則第 16 条第 1 項関係)

二 施行期日

この法律は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとする。

(附則関係)